

第2回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年3月2日（火） 午後1時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク 会議室

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		足立 理秋	町長	出
2号委員 3名		多田 昌	議員	出
		中塚 義之	〃	出
		奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	①	高橋 勝洋	学識経験者	出
	②	竹國 洋子	〃	出
	③	中山祐美子	〃	出
	④	井上 秀男	〃	出
	⑤	廣納 正	〃	出
	⑥	足立 高正	〃	出
	⑦	堀口 勝久	〃	出
	⑧	尾上 徳美	〃	出
	⑨	藤原 鉄也	〃	出
	⑩	松原 博興	〃	出
8条委員	①	前川 清寿	県会議員	欠
	②	馬場 英司	中播磨県民局長	出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		上野 英一	町長	出
2号委員 3名		小寺 義裕	議員	出
		立石 富章	〃	出
		高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	①	岩本 精介	学識経験者	出
	②	正城眞佐子	〃	出
	③	上垣 博	〃	出
	④	藤原 昇	〃	欠
	⑤	松山 陽子	〃	出
	⑥	藤原 安晴	〃	出
	⑦	日和 貞憲	〃	出
	⑧	生田 良昭	〃	出
	⑨	藤原 博一	〃	出
	⑩	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称		神崎町・大河内町合併協議会				
開催日時		平成16年 3月 2日(火) 開会 13時30分 閉会 15時20分				
開催場所		神崎町ケーブルテレビネットワーク 会議室				
議長氏名		小寺義裕				
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり				
欠席者氏名		別紙「欠席者名簿」のとおり				
会議事項	1 協議					2 会議結果
	協議第6号	神崎町・大河内町合併基本理念について				原案可決
	協議第7号	神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目について				原案可決
	協議第8号	神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則について				原案可決
	協議第9号	合併の方式について				原案可決
	2 提案					
	提案第5号	合併の期日について				提案説明
会議の経過		別添のとおり				
会議資料	別添資料あり					
会 議 録 の 確 定						
確 定 年 月 日			署 名 押 印			
平成16年 3月 2日			署名委員 奥 野 恒 夫 印 高 内 直 喜 印			

會議經過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	それじゃ、皆さんこんにちは。 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただいまから第2回神崎町・大河内町合併協議会を始めさせていただきます。 最初に当たりまして、足立理秋会長からお礼とごあいさつを申し上げます。
足立（会長）	会長を仰せつかっております神崎町長の足立でございます。一言ごあいさつを申し上げます。 3月に入りまして、いよいよ春近しというような感を抱かせるわけでもありますけれども、ここ一両日大変冷え込みもございます。皆さん方がそれぞれご健勝で、本日開催をいたしました第2回合併協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。おかげをもちまして、今回会議が成立させていただきまして進めることができると考えます。 テレビが入っております、マイクロホンが前に置いてありますので、少し皆さん方も、私も含めまして緊張するわけでもありますけれども、会議の緊張はいいんですけれども、私たちそれぞれ緊張を解きほぐして、今日は忌憚のないご意見、ご発表をいただければ大変ありがたいなあとというふうに存じる次第でございます。 ところで、第1回目の合併協議会が立ち上がりましてから、早くも半月が進んでしまいました。事務局といたしましても、大変な事務量で一生懸命取り組んではおりますけれども、また委員の皆さん方にご迷惑をおかけした点があるんじゃないかという機運をいたしておるわけでございます。だんだんにそれぞれなれてまいりまして、またスムーズな会議の運営ができるんじゃないかと、このように考えておるところでございます。 ところで、前回ご報告13号で申し上げました支援地域の指定の件でございますけれども、平成16年2月23日付で今後の市町経営のあり方に関する支援地域の指定をいただきました。本日、顧問としてご出席をいただいております中播磨県民局長様に対しまして、厚くお礼を申し上げたい、そして今後ともまた支援地域として、あるいはまた合併推進地域としてのご指導を賜りますように、心からお願いを申し上げます。 ところで、本日につきましては、報告が2件、今の指定の問題も含めて報告2件、そして先般提案をさせていただきました事項につきまして、ご協議を賜る件が4件、そして新たな提案1件をさせていただきたいと考えております。どうぞ慎重にご審議を賜りますようお願い

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	いを申し上げまして、簡単措辞でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
上垣委員	ありがとうございます。 ここで、前回、第1回目でございますが、ご都合によりましてご欠席の委員さんにつきまして、自己紹介をお願いしたいと思います。 上垣委員さん、竹國委員さん、正城委員さんの順でお願いしたいと思います。
竹國委員	先般会長の方から、この合併協議会の委員ということでご案内がありまして、私もずっと思案をしたわけですが、一応お受けするようになりました。今後ともひとつよろしく願います。上垣です、よろしく願います。
正城委員	神崎町竹國と申します。婦人の目で見えた合併はどんなものであるかという視点から、いろいろ勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。
内藤（事務局長）	失礼します。大河内町の上小田の正城眞佐子です。前は郡の婦人会の両職が重なって欠席させていただきました。私、峰山高原の一番近いところに住んでおります。そういう環境も頭に入れながら皆様のことを協議していきたいと思いますので、どうかよろしく願います。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。 それでは、議長、議事進行をお願いいたします。 ただいま本日はご苦労さんでございます。 それでは、早速でございますが、本日の会議に入りたいと思います。 本日の出席は、委員さん28名中27名で定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしております。 また、本日は顧問の馬場中播磨県民局長さん、ご多忙の中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。なお、顧問の前川先生は、県会開会のため欠席でございますが、代理で青木様にご出席をいただいております。ありがとうございます。 それでは、議事に入ります前に、前回の発足式で幹事会の紹介がございましたが、幹事会構成員のうち部会長が未調整でありましたため、紹介しておりませんでした。今回は、後ほど報告がございしますが、決定したようでございますので、立垣幹事長よりご紹介申し上げます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立垣（幹事長）	立垣幹事長。 失礼します。 それでは、後ほど報告第12号によりまして報告があろうかと思いますが、先ほど議長さんの方からございましたように、前回以降調整してまいりました専門部会長が決まりましたので、私の方から報告、紹介をさせていただきたいと思います。
三谷（総務企画部会長）	まず、総務・企画部会長の大河内町総務課長の三谷でございます。
立垣（幹事長）	三谷でございます。よろしくお願いします。
難波（住民健康福祉部会長）	続きまして、住民・健康・福祉部会長の神崎町健康課長の難波でございます。
立垣（幹事長）	難波でございます。よろしくお願いします。
難波（教育部会長）	次に、教育部会長の神崎町教育委員会の難波課長でございます。
立垣（幹事長）	難波でございます。よろしくお願いいたします。
芦田（産業建設部会長）	次に、産業・建設部会長の大河内町のまちづくり課長の芦田でございます。
立垣（幹事長）	芦田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
宮浦（議会部会長）	次に、議会部会長の神崎町議会事務局長の宮浦でございます。
立垣（幹事長）	宮浦でございます。よろしくお願いいたします。
岡部（税務出納部会長）	次に、税務・出納部会長の大河内町参事の岡部でございます。
立垣（幹事長）	岡部でございます。よろしくお願いいたします。
桐月（上下水道部会長）	それから、上下水道部会長の神崎町上下水道課長の桐月でございます。
立垣（幹事長）	桐月でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
藤原（電算部会長）	電算部会長の大河内町税務課長の藤原でございます。
立垣（幹事長）	藤原でございます。どうぞよろしく。
佐谷（新町建設計画部会長）	それから、新町建設計画部会長の神崎町総務課長の佐谷でございます。
立垣（幹事長）	佐谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
小寺（議長）	以上が9専門部会の部会長でございます。 今後、この専門部会の構成員となりまして、皆さん方とともに協議をさせていただきたいと思います。よろしくご指導をお願いいたしまして、紹介を終わらせていただきます。 どうもありがとうございました。 それでは、ただいまから第2回神崎町・大河内町合併協議会を開会いたします。 まず初めに、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	会議録署名委員に会議運営規程第4条第2項によりまして、奥野恒夫委員、高内直喜委員をそれぞれご指名申し上げます。 それでは、議事に移ります。 報告第12号の神崎町・大河内町合併協議会専門部会組織体制について、事務局から御説明申し上げます。 事務局どうぞ。 ご報告申し上げます。 本日、皆様方に配付をさしていただいております資料の1ページの方をおあけいただきたいと思います。 報告第12号神崎町・大河内町合併協議会専門部会組織体制について。 神崎町・大河内町合併協議会専門部会組織体制について報告する。平成16年3月2日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 お手元の資料2ページの方をごらんいただきたいと思います。 こちらの方に、前回2月15日の第1回の協議会のときに、皆様方にご報告をさしていただいたと思います。その後、事務局レベルで一部調整を行いまして、部会そのものは総務・企画、住民・健康・福祉、教育、産業・建設、議会、税務・出納、上下水道、電算、新町建設計画、この9つの部会については、前回と変更いたしておりません。 しかしながら、右側の方でいろいろ事務レベルで協議をしていく際に、漏れ落ち等がありました部分を一部つけ加えさしていただいておりますのと、またあわせて、一番最後の新町建設計画、こちらの方に4つの項目を、分科会を上げさしていただいておりますけれども、こちらの方を、皆様方の方で資料で持っておられます小委員会の第2小委員会、新町建設計画の3つの委員会を前回ご報告申し上げたと思うんですけれども、そちらの方の名前に変えさしていただいております。前回は、前回の資料の24ページに書かしていただいておりますけれども、一番上の住民生活を民生福祉、そして産業を産業建設、そして教育分科会を総務文教という形で、この3つの部分につきまして、前回の第1回以降、一部分科会の体制の変更をさしていただきました。 その後ですけれども、昨日先ほどご紹介をさせていただきました両町の専門部会長、9名いらっしゃるんですけれども、幹事会という形で会議をさしていただきまして、本日皆さん方にお渡ししております

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	資料の３ページの方にお名前を書かしていただいております。少しご報告を申し上げたいと思います。 総務・企画部会につきましては、会長が大河内町の三谷総務課長、住民・健康・福祉部会につきましては、神崎町の難波課長さん、教育部会につきましては、神崎町の難波課長さん、産業・建設部会につきましては、大河内の芦田課長さん、議会につきましては、神崎町の宮浦局長さん、税務・出納につきましては、大河内町の岡部参事、上下水道につきましては、神崎町の桐月課長さん、電算部会につきましては、大河内町の藤原課長、新町建設計画につきましては、神崎町の佐谷課長さんという形で、９つの部会を両町で協議をして割らしていただきまして、今後分科会とあわせてこの専門部会の方でいろいろ事務事業等を調整いただき、そして幹事会の中で、提案をするのかしないのかという議論も含めながら今後やってまいりたいというふうに考えております。 そして、部会の横に分科会という組織を設けておりますけれども、こちらの方も基本的に正・副分科会長は、両町の幹部を中心に名前を入れさせていただいております。ただ、現在まだ調整中ございまして、分科会の委員さんにつきましては、両町の係長級を中心にこれから調整をしてみたいというところでございまして、本日も若干空白になっておりますけれども、こういう形で今後約２，０００近い事務事業を調整しながら皆様方の方にご提案するもの、また事務レベルで調整できるもの、そういったものをこれから協議してみたいというふうに考えております。 それと、３ページの方で一部ご訂正をお願いしたいと思います。産業・建設の分科会の副の方で、用地のところなんですけれども、性が木村（大）とあるんですけれども、その隣り、神崎のところ、横田とあるんですけれども、藤原にお名前をご訂正いただきたいと思います。 この専門部会につきましては、分科会とあわせて同時に進行してまいるんですけれども、現在コンサルに委託をしまして項目を拾い上げますと、約２，０００近い項目が上がっております。それらを精査して、約千五、六百ぐらいになるのかなあというふうに思っておるんですけれども、それらを中心に、この分科会委員そして専門部会という形で審議をしてみたいです。 その事務の流れにつきましては、事務局といたしましては、４月ぐらいからか、本格的にこの両町の事務事業のすり合わせに入るかなと

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	いうふうに思っております。そういう形で、今後この事務事業の調整につきまして部会を中心に進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。 事務局からは以上でございます。 どうもありがとうございました。 それでは、ただいま報告がありました神崎町・大河内町合併協議会専門部会組織体制につきまして、何か質疑がございましたらお受けをいたしたいと思います。 何かございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	質疑が特にないので、この報告につきましては、承認されたものとして処理して異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	異議がないようですので承認をさせていただきます。 続きまして、次の報告第１３号に移ります。今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について、事務局から説明申し上げます。 事務局どうぞ。
浅田（事務局）	ご報告申し上げます。 報告第１３号今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について。 今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について報告する。平成１６年３月２日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 前回のときにも少し資料としてご報告さしていただいたかと思いますが、この市町村の合併につきましては、その右側にございますように、国の総務省そして各都道府県という流れの中で、市町村それぞれ合併する地域にさまざまな情報提供とか財政的な支援、そういったものを含めるということで、支援地域のあり方の本部というものを県の方で設置をされておるところでございます。 そういった中で、私ども２月３日に両町の議会で満場一致で議会の議決をいただき、２月４日に協議会を発足し、２月１５日に第１回の協議会を開催をさせていただきました。その１５日の協議会の皆さん方に報告をさしていただいた後に、１６日付で県の方に、今後の両町のこの合併に関するいろんな支援地域の助言なり、情報提供をいただきたいというところで申請をさせていただきました。去る２月２３日

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 馬場（県民局長）	に、お手元資料５ページの方にこういった形で県の方から指定をしていただきました。 その詳細につきましては、６ページの方に一部つけさしていただいておりますけれども、特に３番の方で、指定後の対応というところで４項目ほど上がっております。少し朗読をさしていただきたいと思っておりますけれども、県単独の合併支援県道整備事業や合併準備に要する財政需要に対応した自治振興助成事業の地域重点拡充分の活用等について調整をするということがまず１点。そして２点目が、支援地域を対象とする国の市町村合併支援プランにおける施策、例えば道路整備等に係る優先採択または重点投資、交付税措置のある起債の活用について検討をする。３番目が、市町村建設計画の作成や将来の財政見通し、合併協議会の運営方法等について、個別具体的な助言、調整、情報提供などの取り組みを一層推進する。４点目に、前回馬場局長さんからもごあいさつがございましたように、中播磨県民局、姫路の総合庁舎にあるんですけれども、こちらの方に現地支援本部において地域の実情に応じた支援、調整を行うということが、この支援地域を受けた後の県との関係といいますか、いろいろお世話になるというところでございます。 下の方には、参考までに、兵庫県内のこれまで合併の協議会が立ち上げられたところの県からの支援地域というところをつけさしていただいております。 以上、こちらの方は、前回の協議会以後県に申請をし、指定を受けたということで報告をさしていただきたいと思っております。 以上です。 どうもありがとうございました。 それでは、ただいま説明がありましたように、２月２３日付をもって、兵庫県において両町が支援地域として認められております。 このことにつきまして、何か意見がございますか。 本日、中播磨県民局長の局長さんがご出席をいただいておりますので、一言補足説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。 内容的には、今ご説明されましたので、そのとおりでございます。 これを受けて、中播磨県民局において現地支援本部を翌日の２月２４日に設置しております。これに基づいて県としましても支援をしておりますが、その趣旨は、できるだけ合併を円滑に進めていただきたいということでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	と思います。 どうもありがとうございました。 それでは、質疑がございましたらお受けをいたしたいと思います。 高内委員どうぞ。 町とお名前を言ってからご質問を願いたいと思います。
高内委員	大河内町の議会の高内でございます。 1つ、この支援対策についてちょっとお聞きしときたいんですけれども、指定後の対応の中に、2番の地域支援の中に、道路整備等にかかわる優先採択ということがあるんですけども、この道路整備につきまして、2町をまたがっておる県道を対象になるのか、それとも町内2町、町内のすべての県道に対応されるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいです。
馬場（県民局長）	一概に道路というわけには参りませんけども、総括的に申し上げますと、要は合併をしやすいような支援をしていこうということでございますんで、それに伴う道路を整備するについて支援が必要ということであれば、それに対して支援をするという趣旨でございます。要は、合併を後押しするための道路整備でございますので、抽象過ぎで申しわけございませんけども。個々の事業については、その都度判断さしていただくということにさせていただきたいと思います。
高内委員	はい、わかりました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	質疑がないようでございますので、今後とも特に県当局におかれましては、両町の合併に対するご指導、ご支援をよろしくお願いをいたしまして、今回の協議会提出の報告事項2件については、これで終わりといたします。 次に、協議事項についてお願いをしたいと思います。 協議事項につきましては、前回の第1回協議会で提案いたしました4件でございます。 まず、協議第6号神崎町・大河内町合併基本理念につきまして、再度事務局から説明をお願いいたします。
浅田（事務局）	ご説明申し上げます。 協議第6号神崎町・大河内町合併基本理念について。 神崎町・大河内町合併基本理念について提出する。平成16年3月2日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 お手元の資料の8ページの方を見ていただければと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	神崎町・大河内町合併基本理念（案）というふうにしておりますけれども、この5つの理念の案につきましては、神崎町足立町長、大河内町上野町長、両町長のトップリーダーの思いといったものをこちらの方に掲載をさしていただいております。事務局の方から少しご説明をさしていただきたいと思います。 まず1つ目、互敬互譲の精神で、均衡ある地域の発展を目指します。まず、ここの互敬互譲というところございまして、この互敬というものは、今の現在の国語の辞書の方にはございません。互惠の恵は、恵むという字が本来は使われておるんですけれども、この市町村合併、いわゆる地方分権以降こういった合併が進む中では、この互敬と、敬うという字を使われておるところがございまして、この神崎、大河内の合併の基本理念の中でもこの互敬という字を、造語にはなろうかと思うんですけれども、この字を入れさしていただいております。 まず、この互敬という字、恵むという字を使いますと、これは国と国、また町と町が互いに特別の利便や恩恵を受けることというふうな解釈がされておりますけれども、この場合合併ということで、両町がお互いに敬いそして思いやりを持ち、互いに互譲ということで譲り合い、そしていろいろ協議していく中で均衡ある地域の発展を目指していくということでございます。そして、合併の効果を最大限に引き出すことを基本にするという理念が一つございます。 それから、2点目に入りますけれども、合併協議を通じて構造変化に対応できる新たな地域・時代を創造しますというところでございます。皆様方ご存じのように、最近では本当に国の方から交付税が削減とかそういったことで、県下の各自治体においても予算編成がなかなか難しいといった新聞記事をここ数日来よく見られると思いますけれども、県におかれましてはこういった状況を勘案して、去る2月27日に知事さんを筆頭に、市町長会、市議会、また私どもの町村会または町村議長会といった兵庫県の6つの大きな団体が、国の方いわゆる地方固有の財源である地方交付税の削減、そういったものは国の一方的なことでやってはだめですよといった要望を、2月27日に兵庫県としても緊急にアピールといいますか、要望などもされております。そういった財政上の問題も、こちらの2番目の中に構造変化という部分で大きく上げられてこようかと思います。 また、財政問題一つとりますと、兵庫県内、昨今も新聞に出ておりましたように、交付税で約540億円兵庫県下で削減になるという大

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	きな額でございまして、そういった国の三位一体改革、こちらに対しての地方の声といいますか、そういったものもきちっと国の方に伝えていかなければいけない、そういったことも含めた構造変化にきちっと対応し、そして新たな地域振興、産業振興を通じて新たな時代を創り出そうとする一つの気概を持って建設的な協議、この建設的な協議と申しますのは、いろんな見方があるろうかと思えますけれども、一つにはこの神崎町、大河内町、東西に大変長い町でございます。そういった中でも、昔から南北に市川を中心に、大河内にはＪＲ播但線、そして神崎町には国道３１２号線という、兵庫県のほぼ中央部に位置しておる両町の基幹的なものがあるわけなんですけれども、そういった縦のラインを少し視点を変えて、横のラインですか、東西のラインを県道を中心に少し考えていけばどうかという、そういった新たな展開、そういったものも検討してみようというところになろうかと思えます。 当然、その中には、農林業、商工業、建設業、観光、そういったものがいろいろあるろうかと思えますけれども、そういったものをできるだけこの合併協議の中で検討して、新しい町のそういった地域性といいますか、時代を創っていきましょうということの理念が２つ目でございます。 そして、３点目に、行政サービスのあり方を考え、住民との協働を基本とした行政システムの構築を目指しますという、大変難しい言葉なんですけれども、両町といいまして、それぞれ神崎町、大河内町は独立した一つの法人格を持つ自治体でございます。そういったことから、それぞれ隣の町であっても、いろんなサービスが違うわけなんですけれども、そういったサービスも、住民の皆さん方の参画を基本に置いた新しいまちづくりができないものだろうかというふうなことをこういう中で検討して、構築をしまえろうということが３点目でございます。 そういった中で、住民と行政が役割分担を担っていくということで、自助、共助、公助という観点から、これらを明確にした行政システムを目指していこうではないですかということが３つ目の基本理念かなというふうに思っております。 ４点目に、長期的により広い視野を持ち、地域や次世代にわたり、公正な観点で判断するよう努めますということでございます。この長期的にと申しますのは、５年とか１０年とかという期間を見るのではなく、やはり２０年、３０年または５０年という、長い期間というも

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	のもひとつ見据えながら、いわゆる両町の中に少子・高齢化というもののから集落がなくなったりとか、本当に次世代、いわゆる私どもの子や孫たちに本当に誇れるまちづくりのためには、どういった観点から物事を見ていけばいいのかなというところではないかと思います。将来的には、神崎郡また県民局のエリア、最終的には大きく、日本の場合も道州制といったことも大きな観点から見られておりますので、その辺も十分に視野に入れながら検討してまいるといふところかなといふふうに思っております。 そして、公正な観点という中には、両町の場合も当然、この神崎町の場合ですと、病院あたり、大河内もJR寺前駅前、役場というふうな中心部というものが、当然小さいながらもあろうかと思えますけれども、やはり冒頭の正城さんのあいさつにもありましたように、峰山また神崎町の新田、そういったところの一番奥といいますか、そういったところもすべてにおいて公正な観点から物事を見ていこうということが4点目の理念かなというふうに思っております。 そして5つ目に、人と自然を大切にしたまちづくりを進めますということで、人と自然を大切に、そして調和した健康で快適なまちづくりを進めますということでございます。健康で快適なまちづくりといえますのは、やはりそこに住んでよかったなど、健康でまた長生きできるまちづくり、こういったものが大きくあろうかと思えます。両町には、本当に県内でも他市町にはない雄大な自然がありますし、そういった中で人と自然を大切にしたまちづくりを進めていくということが大きな理念になろうかと思えます。 本当に住む人が快適に、都市から来られる人が田舎人になり切れるような地域づくり、それはつまり、訪れる人に優しく対応できる人づくり、まちづくりというんですか、今の時代から将来になったときに、本当によくテレビの映像などでも、炭坑の廃止というんですか、そういったところで草むらになるような町よりも、むしろ菜の花畑がたくさんあるような土地というんですか、場所になるようなことをする必要はあるのかなというふうに思うわけでございます。 以上、これは事務局の方で両町長の思いにつながるかどうかわかりませんが、そういう思いが少し含まれた理念かなというふうに思いますので、よろしくご協議をお願いしたいと思います。 以上でございます。 ありがとうございました。 説明が終わりました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員	両町の合併に対する重要な基本理念でございます。委員の皆様方のご意見がありましたら、いただきたいと思いますので、どうぞご意見がございましたら。 はい、どうぞ松原さん。 神崎町の松原です。 先ほどもちょっと言われましたように、私もこういう言葉はわからなかったんですけども、互敬互譲ということです。互敬というのが恵むという格好になっておるということで、そういう充てた字をこういう合併の基本理念に持ってくっちゅうのはちょっと問題があるんじゃないかなという気がするんですけども。
小寺（議長）	それでは、会長より。
足立（会長）	申しわけございません。これは私の造語でございまして、私はこの合併に当たりましては、最初からごあいさつでも申し上げておりますように、この理念ってのは非常に重要であるということでございまして、互惠の恵むという字よりも、敬うと、相手を尊敬すると、相手を尊敬しながら合併に取り組んでいくということは、非常に気持ちという、心という面から考えまして、大変重要であるというふうに考えております。 私、地域づくりのときには、合併の説明会に19集落を回らせていただきましたけども、すべての集落でこのお話をさせていただいております。理解をいただいておりますというところでございます。そういうことでお認めをいただきたいと、このように思います。
小寺（議長）	よろしいですか、松原さん。
松原委員	はい、結構です。
小寺（議長）	それでは、ほかにご意見ございませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、ほかにご意見がないようですので、両町の基本理念についてご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員でございます。よって、協議第6号神崎町・大河内町合併基本理念については承認されました。 次に、協議第7号神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目についてを議題とします。 事務局から説明をお願いします。
浅田（事務局）	ご説明申し上げます。 協議第7号神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目について。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目について提出する。平成16年3月2日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 まず、お手元資料10ページの方をお開きいただきたいと思います。 こちらの方に大きく区切っておりまして、まず二重丸の一番上でございます5つの項目、これが基本的な事項で、特に重要な事項と言われておるものでございます。その一つが合併の方式、これは後ほど協議事項として提案をさしていただきたいと思いますけれども、それから合併の期日、これは次回の協議事項に上げさせていただきます。それから、新町の名称並びに新町の事務所の位置、そして財産の取扱い、このあたりがいわゆる地方の地方自治法といういわゆる法律で定められておりまして、大変重要な項目でございます。 こちらの中で、特に新町の名称、事務所の位置、こういったものにつきましては、第1小委員会の方に恐らく付託といいますか、内部検討していただくということをお願いしていこうかなというふうに思っております。 それから、2つ目に、事務事業の一元化にかかわる事項といいまして、これは市町村の合併の特例に関する法律、略しまして合併特例法というふうに申しておりますけれども、その中に位置づけられております項目でございます。 5つございまして、まず1つ目が、この合併協議会でも大きな問題になります新町の建設計画でございます。こちらの方も第2小委員会の方で検討をいただくというふうになるかと思います。そして、議会の議員の定数及び任期の取扱い、そして農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、こちらの方も大変重要な特例法の中の項目でございます。そして、地方税の取扱い、そして私どもの一般職員の身分の取扱い、こういったものが合併の特例法の中で定められております項目でございます。 そして、同じく事務事業の中で、その他の項目ということで11番から23番まで上げさせていただきます。こちらの方は、地方自治法という法律の中で、法人格を持つ団体の性質の中で定めなければならないという基本的な重要な項目でございます。 まず、特別職の身分の取扱い、町長以下の身分の取扱いでございます。それから、それぞれ町には条例、規則といった、そういった町の憲法というものがあるんですけれども、そういったものの取り扱い、

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	それから当然２つの町が一つになります場合、いろんな事務組織の機構の取扱いが出てまいります。それから、一部事務組合、広域的な消防また衛生、火葬場、そういったものの広域的な事務組合の取扱い、それから使用料、手数料等々の住民の皆さん方に直接関係のしてまいります問題、それから公共的団体、いわゆる商工会とか森林組合、社会福祉協議会また文化協会とか、任意のいろんな各種の団体、そういった公共的な団体の取扱い、それからそういった団体へも支出をいたしており補助金また交付金、こういったいろんな問題、それから町名、字名の取扱い、そして１９番目には、慣行の取扱いということで、これは特に両町にはそれぞれ町のマークといいますか、それから町の花とか木とか、いろんなものがあるんですけども、そういったものを一つになった場合どうするんだという問題でございます。それから次に、国民健康保健、介護保険、こういった問題、それから２２番目には、やはり住民の生命、財産を守っていただきます消防団の取扱い、こちらの方も両町ではいろんな違いが出ておりますので、そういったものの取り扱い、それから同じく自治会、区長会と申しておりますけれども、そういう区長さん、そしてそういった中から各集落に流れますいわゆる役場の方から流れます行政連絡機構の取扱い、こういったものが事務事業の一元化にかかわる重要な項目でございます。 そして、２４番の枝で１から１７までございますのは、先ほど専門部会の方で申しあげました約２，０００近い項目を絞り、その中から両町の中で、議会関係を初め電算、そしてその他ということで、ありとあらゆるものを拾い上げて、これから両町の職員を中心にやっていただきます事務事業が中心になってこようかと思えます。 １から１３番までにつきましては、恐らく大変重要な案件ばかりでございますので、協議会の方でほとんど上がってくる項目かと思えます。また、２４番以下、２４番の１から１７番の中でも、特に電算関係とか大変重要な項目につきましては、協議会の方にお諮りをして検討をいただくと、当然事務レベルで終わるものにつきましては、幹事会を中心にその場で決定をしていきたいというふうに思うわけでございます。 これらのことを中心に、今後両町で協定の項目として上げまして、検討をしてまいるというところでございます。 そして、その協議の内容の主なものとしたしまして、１１ページから、大変長いんですけども、２枚ほどＡ３を少し折り畳みまして、協議をしてまいる主な内容をコメントさせていただいております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	一例を申し上げますと、まず1点目の合併の方式、合併の方式は、新設合併と編入合併の2つの形態がありますよという中で、新設合併とは、既存市町村を廃止して新しい市町村を設置する場合といいまして、対等合併とも言われておりますと。一方、編入合併は、既存の市町村を他の市町村に編入する場合ということで、吸収合併とも言われておるといふ、こういうふうな形で、私ども両町には当然編入ということは恐らくあり得ないのかなというふうに思っております。新設という中で、どういうふうな協議事項が出てくるのかなということを、こういった基本的な項目を中心に、今後進めてまいるといふところでございます。 以下、合併の期日から名称、事務所の位置、財産の取扱い、こういったものについて今後協議をしてまいります基本的な項目を上げておりますので、またご一読いただければなというふうに思っております。 基本につきましては、先ほど言いました項目を中心に今後皆様方にご提出、ご提案するものを幹事会等で十分検討して、協議をいただくというふうに予定をさしていただいております。 以上でございます。 それでは、説明が終わりました。 ただいまの合併協定項目につきまして、ご意見及びご質問をいただきたいと思っております。 ご意見またはご質問のある方はどうぞ。 ご質問ございませんか。 立石委員、どうぞ。
立石委員	大河内議会選出の立石でございます。 1点だけお尋ねしておきたいと思っております。と申しますのは、特別地方公共団体、別名財産区というふうに呼んでおりますが、実は両町にも財産区がございまして、この財産区ということが仮に協議のまないたにのったときに、この分類表の中でどの部分で協議をされていくのか、この件についてお尋ねをしておきます。
浅田（事務局）	財産区の取扱いについてというご質問であったかと思っております。財産区につきましては、先ほど報告第12号で申し上げました総務・企画部会の中で、まず担当事務と位置づけておりまして、その中で財産区の検討をしてまいりたいというふうに思うわけなんですけれども、財産区につきましては、地方自治法の294条の方で独立した法人格を有しておりまして、その財産区も当然のことながら議会というものを

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石委員 小寺（議長） 奥野委員	公職選挙法できちっと認められておりますので、後ほど申し上げます議員さんの在任特例とか、農業委員さんとかといった形のものと同等の扱いになろうかと思っておりますので、この件につきましては、事務局の方といたしましても十分検討を重ねてまいりながら、その辺の財産区の調整といったものについても検討してまいりたいというふうに思います。 この項目の中では、強いて該当するならば、16番ぐらいしかありませんけれども。 はい、了解しました。 ほかにございませんか。 奥野委員、どうぞ。 神崎町の奥野でございます。
 足立（会長）	この事務事業の一元化にかかわる項目ということで、23番でしょうか、自治会の行政連絡機構ということで、先ほど説明がありまして、区長会等はここへ入るんだというふうに聞いておりますけども、自治活動の一番基本になるのが区長会、集落だと思っんです。そういうことで、こういった町行政の受け売り末端的な考え方から、もう少し集落の自治体というものを重要視していく必要があるんじゃないかというふうに思っんですけども、行政の方から見ますと、下へ下達ですか、そういったような格好になるんですが、これの取り扱いとは特別な方法はないものでしょうか。 私からちょっとそれじゃ。 今回の調整項目については、その議論は別にしまして、もうそういった取り扱いについて検討する、調整するというのはこの中でございますので、その中で十分ご意見の趣旨を踏まえて検討をすることが適当であるのではないかなというふうに思います。 例えば、また別途地域委員会というふうな面も考えられておりまして、そういったものもこの調整項目の中で議論をしていただくということが重要ではないかなあというふうに思っんですが。
奥野委員 足立（会長） 小寺（議長） 立石委員 小寺（議長） 立石委員	はい、ありがとうございました。 そういうことでお願いいたします。 ほかにございませんか。 議長、もう一点。 立石委員。 立石でございます。 もう一点だけ、立ち上げのいわゆる合併協議会の環境整備の段階で

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	すから、もう一点だけひとつお尋ねしておきたいと思います。 今議題に上がってます協定項目です。こりゃ十分事務局レベルで、両町のトップも交えて最終的調整で今のところ24項目ですか、大まかにまとめ上げれた、これはこれなりによく理解をいたしております。 今後、協議の過程で、及びもつかなんだ仮に問題が発生するということも十分予測できるわけなんです。こういうときには、協議によってこの協定項目につけ加えて協議の対象にしていくっていう方法は当然やるべきだと思いますし、そういう考え方だろうとは思いますが、そこらについてちょっと回答をしていただきたいなあと。 もちろん両町におきましても、いろんなさまざまな事情がございまして、そういった中で今後協議をしてくる中で、先ほどご質問があったケースが出てきた場合は、それなりに対応して協議会の方にお諮りをするというふうにしていきたいと思っております。
立石委員 上野（副会長）	了解。 済いません、厚かましいんですけども、奥野委員さんの自治会活動の関係なんですけども、自治会活動に限らず、この協議会の場では基本的な合併協定項目の議論だろうというふうに思うんです。そして、その議論を受けてそれぞれの自治会、あるいはそれぞれの団体の中でさらに議論を深め合ってもらおうというのが一つの今回の合併議論の大きな意義があるんじゃないかなというふうに思っているんです。ですから、これをここに参加をされた方がそれぞれの所属の部分で合併協議会で議論をされたことを掘り下げていただいたら、本当にいい合併議論になるんじゃないかなというふうに思いますんで、よろしく願いしたいと思います。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。
小寺（議長）	ほかにご意見また質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ほかにはないので、お諮り申し上げます。 協定項目についてご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご異議なしの声がございましたので、協議第7号神崎町・大河内町合併協議会合併協定項目については承認されたものとして処理をいたします。 審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。 再開を14時40分といたします。 午後2時27分 休憩

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	午後２時４２分 再開 それでは、時間が来ましたので再開をいたします。 それでは、協定項目関係で発言を求めていますので、次長どうぞ。
浅田（事務局）	失礼をいたします。 先ほどご承認をいただきました資料１０ページの合併協定項目の関係なんですけれども、立石委員さんの方からご質問等がございました、これからいろいろ協議をしまっている中で、両町に予期せぬ大きな課題が出てきたといった場合にどうするのかということで、こちらについても協議して検討してまいるといふふうにお答え申し上げたと思います。 そうということで、この一番下の欄外の２４の一番下の１７の左下のところに二重丸をつけていただいて、２５と少し記入をいただきまして、その他項目についてという条文を１つ入れていただければというふうに思います。この中で、これから両町が予期せぬことが出てきた場合には、この項目について協議をしまいたいという形にしていきたいというふうに思います。 以上でございます。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。 それでは、ただいま説明がありましたように、合併協定項目等につきまして、欄外に二重丸で２５、その他項目について等を追加ご記入を願いたいと思います。 それでは、続きまして、協議第８号神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則についてを議題とします。
浅田（事務局）	事務局の説明をお願いします。 それではご説明申し上げます。 協議第８号神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則について。 神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則について提出する。平成１６年３月２日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 お手元の資料１５ページ、１６ページの方をごらんいただきたいと思います。 先ほどご承認をいただきました協定項目がございまして、その下にこれからたくさん山のような両町の事務事業をすり合わせを行っていくわけなんですけれども、そういったものをどのように今後やってい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	くんだということの一つの調整的な方針をこちらの方で告示しをさしていただき、ご了解をいただきたいというところでございます。 15ページの方では、基本的な事項といたしまして、今後調整が必要な項目の協議に当たりましては、これまでの両町のまちづくりの歩みというものを尊重するとともに、地方分権、いわゆる地方の時代ということが進む中で、今後行政、役場等がどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の2つの項目に十分意を踏まえ、新町での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていこうということを基本的な項目といたしておるところでございます。 まず、1点目が、両町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものとを区分していくということでございます。そして、その中で一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分していくというふうにしていきたいというふうに思っております。 当然、調整難航するものにつきましては、新町に引き継ぐというふうなことも考えられようかと思えますけれども、その括弧書きで書いておりますように、内容によっては経過措置をとる場合もあるということの一つの基本的な事項に上げております。 もう一点が、一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと、合併後一定期間を置いて実施するものに区分をしていくというふうにしたいというふうに思っております。 そして、2点目には、事務事業の調整方針ということで、7つの項目を上げさせていただきます。 まず、1点目が、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めるということで、右下の方に一体性確保の原則というふうな原則論を持ち出しております。これは何かといえば、住民票など住民の皆さん方の各種証明関係、また福祉、保健、医療、そういったサービス、また各公共施設の利用など直接住民の皆さん方の日常の生活にかかわる事項については、そういった住民生活に混乱を来さないよう速やかな一体的、統一的な処理の確保に努めるものという原則でやっていくということでございます。 2点目に、行政サービス及び住民福祉の向上に努めるということで、現在両町で行っております各種の行政サービス、そのサービスの水準に当然いろんな部分で差異があろうと思えますけれども、そういった差異のあるものにつきましては、必要なサービスの水準を低下さ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	せることなく、住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるということで、これを住民福祉の向上の原則というふうにとらえてまいりたいと思います。 そして、16ページ移っていただきまして、3点目に、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めるということで、税金とか各種施設の手数料また使用料、そういったものなど直接住民の皆さん方がご負担いただくものにつきましては、その税率や料金、そういったものについて負担公平の原則に立ち、住民の皆さん方に不公平感を与えないよう十分に配慮し、調整に努めるということで、負担公平の原則というものを3点目に設けております。 4点目には、新町において健全な財政運営に努めるということで、新町の財源確保、効率的な財政運営といったものに十分努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるというところでございます。これを健全な財政運営の原則という観点にしております。 そして、5点目に、行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。現状でも本当に厳しい財政状況、またこれからも昨今の新聞等で市町村大変厳しい状況が強られるわけなんですけれども、そういう現状、また今後の社会情勢の変化の見通しも踏まえながら、スクラップ・アンド・ビルドという一つの視点に立ちまして、いろいろ両町が持っておりますような既定の計画、そういったものも全部含めて、聖域なき改革といいますか、そういったものも十分に見据えて行政改革を推進していくという行政改革推進の原則というものを5つ目に上げております。 それから、6つ目に、新町の規模に見合いました事務事業の見直しに努めるということでございます。両町が仮に合併をした場合は、1万3,500人強の人口になるわけなんですけれども、そういった人口や、面積が202平方キロメートルという格好になろうかと思えますけれども、そういう人口や面積が拡大をし、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似団体といいまして、一つのそういう国の出しておりますモデルがあるんですけれども、そちらの方の団体との比較も十分に考慮して事務事業の調整に努めていくということで、適正規模準拠の原則ということを6点目に上げてございます。 それから、7点目に、先ほどもご質問が出ておりましたように、公共的団体などの一本化に努めるということで、合併協定項目の16番にも上がっておりましたさまざまな各種の公共的な団体の一本化に努めてまいりたいというところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	この7つの柱を今後の事務事業の調整方針にしていきたいと思いますというふうに思っております。 そして、調整方針の分類といたしましては、そこに図示をいたしておりますように、こういった形で検討をしていっているということで、1つ目には、両町同一のため、現行のまま新しい新町に引き継ぐと、ことでございます。2点目に、両町のどちらかに統合し、合併時まで調整する。3点目に、両町のどちらかを基本に再編し、合併時まで新規も含めて調整をいっている。4点目に、廃止の方向で調整する。5点目に、新町に移行後速やかに調整をするということで、新町に引き継ぎを行います経過措置をとる場合も含んでいくということで、こういった形でこれからたくさんの両町の事務事業を調整していきたいと思いますというふうに思っております。 また、大変本当に厳しい財政状況でございますので、先ほど7つの事務事業調整をいろいろ上げまして、これから両町で検討をいっている中で、当然2点目の住民福祉の向上の原則、いわゆる住民のサービスの差異、こういったものが当然一つの大きな問題になってくようなと思います。そしてその反面、4点目で健全な財政運営ということも入っておりますので、この辺の当然絡みといいますか、整合性が本当にこれから協議をいっている中で難しい部分かなあというふうに思っておりますけれども、こういった項目を上げながらこれから両町で事務事業を調整していきたいと思いますというところでございます。 以上でございます。 ありがとうございました。 これで説明が終わりました。 ご質問、ご意見をお受けをいたしたいと思います。 ご質問、ご意見のある方はどうぞ。 ございませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ご意見、質問がないようですので、協議第8号神崎町・大河内町合併協議会事務事業調整方針の原則について、ご承認を求めたいと思います。 ご承認をいただける方は挙手をお願いいたします。
小寺（議長）	〔賛成者挙手〕 挙手全員であります。よって、協議第8号の事務事業の調整方針の原則については承認されました。 次に、協議第9号合併の方式についてを議題とします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	事務局から説明申し上げます。 ご説明申し上げます。 協議第9号合併の方式について。 合併の方式について提出する。平成16年3月2日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 合併の方式につきましては、神崎町、大河内町を廃止し、いわゆるそれぞれ独立した法人格を持っておりますけれども、新設合併の場合には両町の法人格が消滅をしましてまいります。そして、その新しい区域におきまして、新しい町といいますか、新しい町を設置する新設合併とするというふうに提案をさせていただいております。 まず、調整方針といたしましては、神崎町、大河内町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。 2、根拠といたしましては、市町村合併の特例に関する法律、合併特例法と申しておりますけれども、その第2条第1項の規定により、市町村合併の方式につきましては、新設または編入合併と定められておるとこのところの新設という部分を用いたいというふうに思います。 3、理由といたしまして、神崎町、大河内町がその区域の全部をもって新たな町を設置するため、ということでございます。 なお、18ページ、19ページには、参考といたしまして、新設合併と編入合併の比較の項目を上げさせていただいておりますので、こちらの方につきましてはまた見ていただきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いしたいと思います。 そういう中で、事務局の方から特に何点かだけご説明申し上げたいと思いますけれども、まず法人格といたしましては、すべて両町が同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生をしましてまいります。 そして、合併市町村の名称につきましても、新たに制定をしましてまいります。事務所の位置につきましても同様でございます。 そして、首長の身分ということで、町長なんですけれども、両町のすべての法人格が合併と同時に消滅をいたしますので、新首長は新しい市町村の選挙で選任されるが、それまでの間は、合併市町村の首長の中から職務執行者を選定するという格好になってございます。 それから、議会の議員さんにつきましては、原則同じように身分が失職をするわけなんですけれども、一部特例がございますので、これらにつきましても今後協議の関係に入ってこようかと思います。 それから、19ページの農業委員会の委員さんの身分につきまして

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	も、原則はすべて失職をいたしますけれども、特例というものが設けられておりますので、議会の議員さんと同様に、今後協議会の大きな協議項目に入ってまいろうかと思えます。 それから、特別職の取扱いにつきましては、法人格の消滅によりその身分を失うわけなんですけれども、下記の行政委員会の3つ、選挙管理委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会、この3つにつきましては、特別の新たな正規の手続による委員が選任されるまでの間、特別選任ということで認められておるということでございます。 そして、一般職員の身分につきましては、いわゆる法人格の消滅により身分を失うこととなりますけれども、合併特例法の規定によりまして新しい市町村に引き継がれるというところでございます。このあたりにつきましては、今後合併という問題の中で、いろいろ出てまいることでございますので、参考までに少し列記をさせていただきましたので、またご一読いただければというふうに思います。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 説明が終わりました。 ご質問がありましたらお受けをいたしたいと思えます。 ご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	質問がないようでございますので、採決に入りたいと思えます。 神崎町、大河内町の合併の方式は新設合併、いわゆる対等合併にしたいと思えます。 したがって、賛否をとりたいと思えます。 新設合併でよいと思われる方、挙手を願います。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、両町の合併は新設合併に決定いたしました。ありがとうございました。 これをもちして、今回提出の協議事項4件につきましては、すべてご承認いただきました。 次に、提案事項に移ります。 提案第5号合併の期日について、事務局から説明いたします。 提案第5号についてご説明申し上げます。 お手元の資料、最後のページ20ページ、21ページになるわけなんですけれども、後ほどその他で説明申し上げたいと思うんですけれども、まず合併の期日について、合併の期日について提出するという

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ことで、１６年３月２日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 まず、合併の期日について。合併の目標期日は、平成１７年１１月１日とするということでございます。最後のページに期日の主な内容について項目を書きさしていただいております。 まず、２の根拠なんですけれども、市町村の合併の特例に関する法律、現行の法律なんですけれども、今の法律がまだ国会に提案中でございます、まだ通っておりません。したがって、現行では平成１７年、来年の３月３１日までに合併を終わらなければいけないという法律が現段階では生きております。しかしながら、よく平成１７年３月３１日までに関係市町村の議会の議決を得て県の方に申請をすれば、翌年１年をかけてその間に合併をすればいいという新しい法律が、この１６年６月１６日あたりの会期末といいますか、このあたり６月ごろで恐らく改正される見込みでございます、この見込みを踏まえながら対応してまいりたいということでございます。 まお、この平成１７年３月３１日までに両町が議会の議決を得て県に合併の申請を終え、平成１８年、翌年１年間の時間的なものがあるんですけれども、１８年３月３１日までに合併したものにつきましては、合併特例法の規定を引き続き適用するという経過措置が設けられておるところでございます。 そして、３点目に、この１１月１日としたい理由でございます。３つ上げさせていただきます。 まず、第１回の合併協議会いわゆる法定協議会といいますか、それが１６年２月１５日でございました。そして、一番大きな問題といたしましては、両町の住民基本台帳とかいろんなものに係ります電算、いわゆるコンピューターの関係があるわけなんですけれども、そういった大きな問題をクリアするために、平成１７年３月３１日のまず合併というものは困難であるというところでございます。 そして、合併の申請を来年の３月に仮にした場合には、それぞれ各都道府県の議会の議決というものが必要になってまいります。そして、その兵庫県の議会につきましては、６月下旬ということになっておりまして、先般２月３日両町が臨時議会をしたような、県会の方は臨時の県会というものは開催をされませんので、定例のこの６月下旬の県議会に提出をし、そして議決をいただければ、国の総務大臣の方へ届け出、そして国の告示が７月じゅうにございまして、告示をして９月に兵庫県会において合併関係の条例が提案され、可決されるのが

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	10月の見込みということでございます。したがって、このスケジュールからいきますと、10月1日と、また10月中というのは、県、国というタイムスケジュールをとらめえますと大変時間的に不可能であるというところで、11月1日というものを今回はご提案をさせていただきます。 そして、3点目に、合併期日後の予算、選挙、新町新年度本予算と、移行が円滑であるというところでございます、この場合4点目に、少し予算関係につきまして2つほど列举をさせていただきますけれども、両町の合併期日の前日まで、仮に11月1日とするならば、10月31日までの予算につきましては、当然両町が平成17年度の通年分の予算計上がまず必要になります。そして、打ち切り予算であることに留意した合併前の予算執行が必要でございます。 そして、新町の11月1日移行の予算は、暫定予算ということで、新町の職務執行者が調整をし、50日以内の選挙で新しい町長が決定をするまで暫定の予算ということでございまして、職務執行者の専決的な処分に対応してまいるとということで、この合併を仮にするとなりましたら、その年度は大変複雑な予算の仕組みになってまいるところでございます。そして、合併後50日以内に選出をされます新しい町長が合併年度の本予算を調整し、議会に提出をしてまいるというところでございます。 これらのことから、暫定的な予算、これは必要最小限の予算というふうにご理解をいただければいいと思いますけれども、それらの予算は新しい町長が議会に提出し、それらの予算の成立により、従来までやっておった暫定な部分は執行するといえますか、なくなりまして、本予算の方に吸収をされるということになってまいります。 これが例えば、12月とか1月とかという格好になれば、当然議会とか予算の関係で、期日というものは大変難しい部分があるですけども、私どもはそういった形の中で11月1日というものを新しい首長さんの予算関係も含めて、そういった議決審議をいただくという部分も含めながら、11月1日というものを設定をさせていただきました。 以上でございます。 提案説明が終わりました。 この件につきましては、次回の協議事項とさせていただきますが、字句等について質疑等がありましたら受けたいと思います。 はいどうぞ、廣納委員どうぞ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
廣納委員	神崎町の廣納ですけれども、第1回目の協議会のときには、17年3月31日を目標に町長もあいさつされておったし、支援地域の指定、17年3月になってますんですけども、その当時既に新法の制定は予想されておったんですけども、当然これもできるであろうということで、別に11月1日にこだわるものではないんですけども、選定理由の1のところ、合併協議及び合併準備電算等に係る期間が少ないため、3月31日の合併は困難であるとしてあるんですけども、電算とかそういう準備期間っていうのは、2月15日から2週間しかたっていないのに、その当時でも困難であったのではなかろうかなと思いますので、別にこの文章の表現の仕方をもう少し整合性のある、説得力のあるものに変えていただかないと、ちょっと協議会の資料としてはまずいんじゃないかなと思うんですけども。
小寺（議長）	内藤局長、お願いします。
内藤（事務局長）	この合併のシステムとしましては、第1回目につきましても今の現行法の平成17年3月31日という目標でいろんな環境下で説明があったかと思うんですが、ここら辺の問題が新法といいますか、今の現行法の改正でなお1年間経過措置を設けるということになっております。したがって、今説明しましたように、特に電算関係とか、もう事務的なあらゆる項目が2,000近くございまして、それらの両町の担当者同士のすり合わせがどうしても1年では間に合わない、困難であるという、こういうふうなことでございますので、今国会で改正されるであろう期日を利用して調整していこうということに相なっております。 そういうふうなことで、当初といいますか、1回の協議会の中でも今国会に提出されるということは十分予測しておりましたんですが、そういうふうな予測のもとに今進めておりますので、ご了解いただきたいと思います。 また、文言としましては、ちょっとそこら辺のニュアンス的な面があるようでございますので、再度事務局で検討させていただきたいと思います。
小寺（議長）	中身の事等につきましては、次回の協議ということになりますので、字句等のご質問、ご疑問等について、質疑がありましたらお受けをいたしたいと思います。 協議等につきましては、次回の合併協議会で行いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	以上です。 はいどうも。 その他で、今事務局から説明があるように、新町建設というの、場所はどこ。3月18日、場所は。
浅田（事務局）	申し遅れておりましたように、3月18日は大変恐縮なんですけれども、大河内町の保健福祉センターの協議会をやっております2階の方で開催を予定ということでご案内をさしていただいております。本日通知文書を該当の委員さんにはお配りをさしていただいておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。
小寺（議長）	次長どうぞ。
浅田（事務局）	もう一点、それから前回の第1回協議会を含めまして、予算の方を認めていただきました中で、いわゆる両町の住民の皆さん方にお知らせをしましてまいります合併協議会だより、これを3月10日発行で両町の皆さん方に区長さんを通じてお願いをしていこうということで準備を進めております。あわせまして、この合併協議会のホームページにつきましても、間もなく立ち上がる予定でございますので、あわせてその辺住民の皆さん方への周知ということも、情報提供ということも一緒に頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。
	以上でございます。
小寺（議長）	ただいま事務局の説明をされた中で、何か質問等がありましたらお受けをいたしたいと思います。
	ございませんか。
	はいどうぞ、上垣委員。
上垣委員	大河内町の上垣といいます。
	第1回目に欠席さしてもらっておりまして、そのときに話が出たことかどうかはわかりませんが、この資料の取り扱いにつきましてはオープンということで。
小寺（議長）	事務局お願いいたします。
浅田（事務局）	はい、オープンということで結構でございます。会議等もすべてオープンにしておりますので。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ないようですので、これをもちまして第2回合併協議会を閉会いたしたいと思います。
	最後に、神崎町議会議長の議長さんに閉会のごあいさつを申し上げ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田（副議長）	ます。 多田副議長、お願いします。 本会議の副議長を仰せつかっております神崎町の多田でございます。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 委員の皆さん方には、本日何かとご多忙の中繰り合わせ、第2回の合併協議会にご出席を賜り、また熱心にご審議をいただきましてまことにありがとうございました。おかげをもちまして、合併協定の基本的な事項のうち、第1回協議会に提案されました4協議事項につきまして、それぞれ全議案議了ができました。本当にご協力いただきましたことにつき、厚くお礼申し上げたと思います。 春の訪れを感じるころとなりましたが、しかしまだまだ寒い日もあるかと思います。どうぞご自愛いただきまして、今後ともご精励賜りますようお願いなり、ご祈念申し上げまして、本日の会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。 なお、大河内町の委員さんまた傍聴のお方で、うちのケーブルテレビをご視察の希望あれば、また時間許せば、ご案内すると言っておりますので、またロビーの方でお申し出いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。